

光市マイナンバーカード対応スマートフォン購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月25日

光市長 市 川 熙

光市告示第119号

光市マイナンバーカード対応スマートフォン購入補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、デジタル化の恩恵を全市民が受けることを可能とし、世代間において情報格差が生じないようにするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する(法律平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)対応のスマートフォン購入に要する費用に対する補助金以下(「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン オペレーティングシステム(ソフトウェア(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この条において同じ。))の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアをいう。)が搭載されており、音声通話以外にインターネット接続等が可能な高機能携帯電話の総称をいう。
- (2) マイナンバーカード対応スマートフォン 地方公共団体情報システム機構が提供する公的個人認証サービスにおける電子証明書(電子署名等に

係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書又は同法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）の読み取りが可能なスマートフォンをいう。

(3) スマホ講座 スマートフォン本体及びアプリケーションソフトウェアの操作及び活用の方法を教える集合形式の講座又はこれに準ずる個別相談をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 申請日時点において満65歳以上の者又は補助金の交付を受けようとする年度の末日において満65歳に達する者

(3) この告示の適用の日（以下「適用日」という。）の前日までに、マイナンバーカード対応スマートフォンを所有していない者

2 前項に該当する者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者その他これらに類すると認められる者は、補助対象者から除く。

(交付要件)

第4条 補助対象者は、申請日までに次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

(1) マイナンバーカードの交付を受け、又は交付の申請をしていること。

(2) 適用日以後、市が指定する店舗においてマイナンバーカード対応スマートフォンを購入すること。ただし、マイナンバーカード対応スマー

オンからの買い替えは対象外とする。

(3) 適用日以後、市が指定するスマホ講座を受講すること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度内に購入又は契約を行ったマイナンバーカード対応スマートフォン本体の購入費用、購入したスマートフォンのバッテリー充電のために必要な充電用機器の購入費用、機種変更及び音声通話を行うための契約に関する事務手数料並びにこれらに係る消費税及び地方消費税の額とする。

2 補助金の額は、補助対象者1人につき、補助対象経費1台分の額とする。ただし、1万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者のうち補助金の交付を希望するものは、マイナンバーカード対応スマートフォン購入補助金申請書（様式第1号）に第3条及び第4条に掲げる要件に該当することを確認できる資料を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときはマイナンバーカード対応スマートフォン購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときはマイナンバーカード対応スマートフォン購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定による補助金額の決定を受けた者は、マイナンバーカード対応スマートフォン購入補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、

適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に違反する行為があったとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。